

# 2022(令和4)年度 高校・中等教育学校及び特別支援学校 教育予算の増額・充実に関する要望書

## 要望項目(抜粋)

- 高校段階に必要な対応策の検討！
- 高校・特別支援学校等教職員の勤務実態調査実施を早急に求める！
- 高校教諭等の業務の在り方を見直す！～教諭が担うべき業務とは～
- 定数標準法に「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定める！
- 産業人材育成支援事業基金の創設を求める！
- 「過疎地域自立促進特別法」に高校教職員定数の配慮規定を！
- 教育基本法第2章に「高校教育」の項目について新設を求める！ など

〒101-0046

東京都千代田区神田多町2-11青木ビル

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 吉川 正智

2021年6月作成

## 2022(令和4)年度 高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額と充実に関する要望書

2021年度政府予算が3月26日成立した。一般会計総額は9年連続で過去最大を更新し、当初予算段階で3年連続100兆円を超え106兆6,097億円となった。歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響により税収見積もりが57兆4,480億円で当初予算としては11年ぶりに減少となった。新規国債発行額は11年ぶりに増加し、歳入の国債依存度は前年度比9.2%増の40.9%となった。

一方、歳出については、社会保障費が高齢化の進行により前年度比0.4%増の計35兆8,421億円を計上した。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期すために予備費5兆円やデジタル社会・グリーン社会の実現に対応する予算を含め、一般歳出は2020年度を8.3%上回る66兆9,020億円となった。文部科学省は前年度予算額に対して11.4%増の5兆9,118億円を概算要求していたが、2021年度の文部科学省の一般会計予算総額は5兆2,979億円、東日本大震災復興特別会計121億円を合わせて5兆3,101億円であった。このうち、文教関係予算については4兆216億円となったが、依然としてGDPに占める教育機関への公的支出割合はOECD加盟諸国の中で低い水準にあり、国民の期待と負託に応える公教育の意義を十分に反映した予算とは言い難い。

教職員定数については、義務教育関係では、学校における働き方改革と少人数によるきめ細やかな指導体制の構築を目的として、改正義務教育標準法による小学校全学年での35人学級の実現や小学校専科指導の充実、複雑化・困難化する教育課題への対応のための基礎定数化を盛り込むなど、2,397人の改善を計上した。しかし、少子化などによる教職員定数の合理化減等により474人の純減となったことは、多忙を極める学校現場の実態を顧みない措置と言わざるを得ず、高校における定数改善について特段の対応が図られていないことは残念でならない。さらには、高校においても、特別な支援を要する生徒の増加に伴い通級による指導が開始されていることや、新学習指導要領の円滑な実施や高大接続改革への対応など、日々様々な教育課題に対峙している教職員の实態が反映されていないのが現状である。

特別支援教育については、切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実に関して、大幅な増額要望の成果として5億円の増額となった。引き続き、「切れ目ない支援体制整備充実事業」の拡充が図られており、医療的ケアのための看護師配置の増員(300人)や、ICTを活用した障がいのある児童生徒に対する指導の充実が新たに示されるなど、支援体制の構築と充実に向けた取り組みに対して一定の評価ができる。しかし、特別支援学校の現場においては、施設・設備の充実、社会的自立に向けた進路保障など、課題が山積している。また、教職員が休憩時間を十分に取れないなど業務は多忙を極める状況にある。このことから、学校における働き方改革を進め、教職員の多忙化解消を図るとともに、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、質の高い教育を確保するためにも、高校・中等教育学校及び特別支援学校における教職員定数の改善は急務である。

学びのセーフティーネットの構築として、高等教育の修学支援新制度が昨年4月より始まっており、これは日高教の要望を反映したものと評価できるが、新型コロナウイルス感染症と自然災害による家計の急変や、学費の一助としていたアルバイトの解雇などにより、学業の継続が困難な学生が急増している。意欲のある高校生等が経済的理由により進学を断念することがないように、授業料等減免と給付型奨学金の確実な実施と予算のさらなる拡充を求める。また、経済格差が教育格差につながらないように、「公立高校等の授業料無償制」の復活、さらには教育無償化の完全実施等により、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める制度や環境の整備を急がねばならない。

高校・中等教育学校及び特別支援学校における教育の振興と充実のためには、人材確保法を堅持しつつ、将来にわたって優秀な教員を確保することが不可欠である。文部科学省は、学校現場の実情に鑑み、「教員の地位に関する勧告」等国際的な提言を遵守し、われわれが求める待遇・勤務条件等の改善を早急に図るべきである。また、政府は国民の教育に対する期待と負託に応えるべく、子育てや教育に関わる予算を「未来への先行投資」として重要視すべきである。「国家百年の大計」である教育の振興と充実こそが、今、最も求められている。

われわれ教職員は、児童生徒一人ひとりが充実した教育を受けられるよう、日々の教育活動に邁進している。そのためには、安んじて教育に専念できる環境整備が不可欠である。2022(令和4)年度予算編成においては、教育予算の抜本的な改善を図り、教職員定数及び施設・設備の拡充とともに、勤務実態に即した給与等の改善など、次の事項の早期実現を強く要望する。

# 高校段階における当面の施策・制度要望(概要)

教育予算  
の拡充

人材育成・地域創生・地域連携  
(産業人材育成事業支援基金の創設、  
スーパーバイタリティーハイスクール等)

効果的な  
ICTの活用

教育の質向上、業務の適正化  
(高校段階へのスクール  
サポートスタッフの配置)

ICT化による負担軽減・質向上  
(統合型校務支援システム・  
教員代替管理システム)

高校等への1人1台端末、ICT支援員の配置

働き方改革の促進  
(時間外手当・教職調整額  
本務・他律的業務と自立的業務の区分)

高校教諭の業務の在り方  
(業務の見直し、職種・任用の検討)

業務縮減

負担軽減、業務の適正化  
(高校段階の勤務実態調査)

定数改善

# 文部科学省は、各都道府県教育委員会等が実施した、高校等の勤務実態調査を集約し実態把握に努めるとともに、全容の公表を！



前回(H29年)調査は義務教育のみ  
次回はR4年予定  
高校等にも！

高校・特別支援学校の全国的な実態は分からないまま



自治体による勤務実態調査の例  
栃木県 月当たりの時間外勤務時間  
(対象:管理職及び教職員 2019年4月～7月)

小学校	52時間30分
中学校	68時間24分
高校(全日制)	38時間24分
特別支援学校	18時間48分

※ 日々の60分未満の時間外勤務時間は切り捨てた計算→実際は数字以上の時間外勤務

エビデンスに基づく対策が必要  
・教職員の働き方改革  
・増大する教育問題への対応

なぜ、文部科学省等による調査が必要か？

・高校教職員の定数を定めている法律が  
**「高校標準法」**

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律)

この法律の所管官庁である、文部科学省が実態を把握しないかぎり、エビデンスにもとづいた、学校のあるべき組織(定数)の議論ができません。



高校でも学校により実態が大きく異なる

島根高教組の組合員調査(2019年4月～9月) ※P5

・分校定時通信

校内平均時間外勤務時間は月当り20時間程度

・進学校・専門高校

休日は進学課外・資格講座と部活動を両方実施。校内平均時間外勤務時間が月当たり80時間程度の学校も

※平均時間外勤務時間どりの高校は、実際には存在しない可能性が・・・**取組が多様な「高校」では平均時間に意味が無い**

文科省等による学校現場の詳細な調査分析、実態把握が最優先

「**教職員標準業務項目・標準時間(仮称)**」を定数標準法に定め、学校ごとの年間業務・時間の計画、実績を公表する制度を導入し、**エビデンスに基づく施策**を実行する。

学校目標(計画)設定←そのために何をどの程度実施するのか？  
(授業：年間〇〇時間、学校行事〇〇時間、生徒対応〇〇時間、部活動〇〇時間)

全国一律の**教職員標準業務項目・標準時間(仮称)**設定  
教員一人当たり／日：①授業4.0時間、②校務(分掌)1.0時間、③校務(学年)0.5時間、  
④生徒対応1.0時間、⑤授業準備0.5時間、⑥教材研究0.5時間、⑦部活動ほか0.5時間

実績把握に基づく業務(要因)分析：年間計画(1800H)／実績(2300H)＝超過(+500H)←施策実施  
授業900H、校務(分)200H、校務(学)100H、生徒対応200H、授業準備100H、教材研究100H、部活動100H  
授業920H、校務(分)300H、校務(学)200H、生徒対応350H、授業準備150H、教材研究150H、部活動150H

超過①他律的業務部分(授業・校務・生徒対応・部活動)  
業務削減施策 & 定数対応 & 超過勤務手当

超過②自発的業務部分(教材研究ほか)  
業務削減施策 & 教職調整額

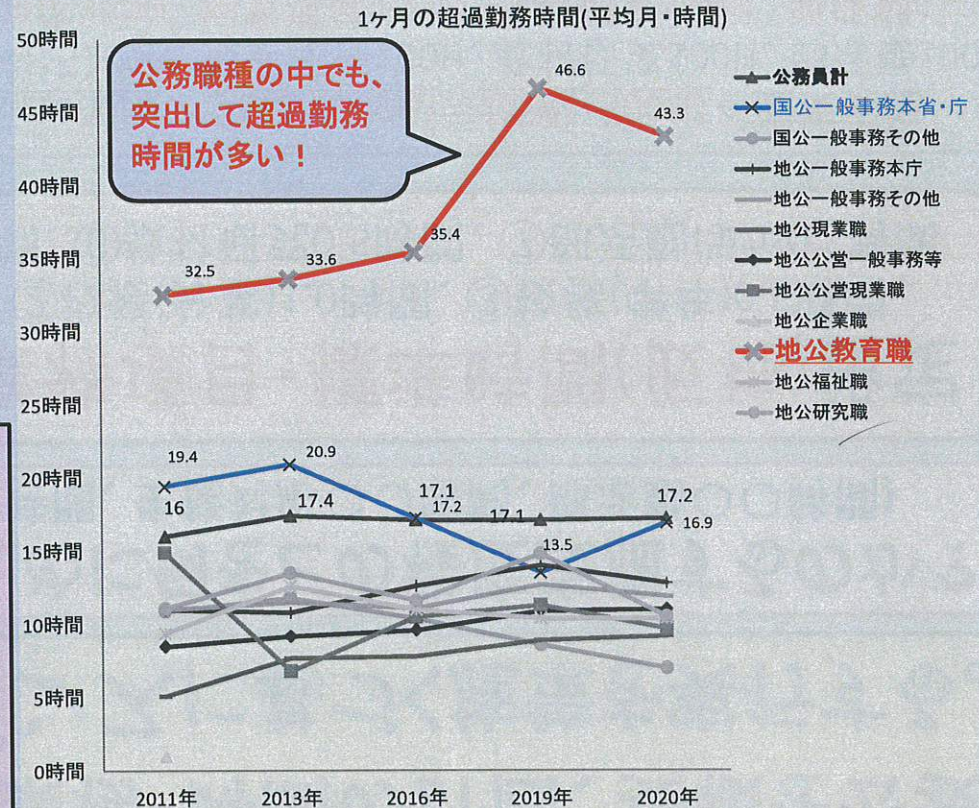
エビデンスに基づく対応施策、それによる学校目標の達成をめざす

# 地方教育公務員の長時間勤務の縮減等を！

出所：「公務・公共部門労働者の生活実態に関する調査(公務労協 9月・10月実施)」

この1年間の1ヶ月の超過勤務時間：公務職種別

超過勤務(平均月・時間)	2011年	2013年	2016年	2019年	2020年
国公一般事務本省・庁	19.4	20.9	17.2	13.5	16.9
国公一般事務その他	10.9	11.8	10.4	8.6	7.0
地公一般事務本庁	11.0	10.8	12.6	14.0	12.8
地公一般事務その他	11.0	11.5	11.1	12.7	11.9
地公現業職	5.1	7.7	7.8	8.9	9.2
地公公営一般事務等	8.5	9.2	9.6	10.9	11.0
地公公営現業職	14.9	6.8	10.5	11.3	9.7
<b>地公教育職</b>	<b>32.5</b>	<b>33.6</b>	<b>35.4</b>	<b>46.6</b>	<b>43.3</b>
地公福祉職	7.3	10.6	11.4	13.9	10.3
地公研究職	9.4	12.6	11.0	10.4	10.4
地公医療職	11.1	13.5	11.6	14.8	10.5



## ◎教育公務員の長時間勤務の縮減等を求める！

### ○他の公務職種と比較して明らかに多い超過勤務

- ・国公本省庁より多い超過勤務時間
- ・公務員平均の倍近い超過勤務時間
- ・年々増加傾向にある超過勤務時間

### ○教職調整額の支給率(4%)の改善(8%)を求める

- ・自律的業務(教員特有業務:教材研究・授業準備など)を対象に支給
- ・労働安全衛生の観点から勤務時間管理の必要性を検討

### ○あわせて、業務削減と時間外勤務手当の支給を求める

- ・他律的業務(本務業務:授業・校務・生徒対応・部活など)を対象に支給

# 高校の教職員定数改善と

高校も多忙なのに忘れられて  
いませんか…？

# 教員の働き方の改善を！

## 教育委員会等の勤務時間調査に意見あり！ (時間外勤務)平均値で正しく検討できますか？

島根高教組の組合員調査(2019年4月～9月)における時間外労働時間状況(学校別)

- ① 全校種平均50.7時間/月(最大：普通高校平均64.6時間、最小：分定通平均20.1時間)
- ② 全日制普通高校平均 **63.6時間**(最大80.2時間、最小46.2時間)
- ③ 全日制専門高校平均 51.3時間(最大61.6時間、最小35.0時間)
- ④ 分校定時通信平均 21.1時間(最大35.0時間、最小8.6時間)
- ⑤ 特別支援学校平均 23.8時間(最大35.5時間、最小14.0時間)

組合は更に詳細に  
分析しています

様々な職種(校長・教諭・  
実習教員・養護教諭など)  
が多いのに平均？

夜間勤務(特殊勤務・へき地)  
の定時制等の  
教員も平均に含める？

個々では100時間以上  
という教員もいる！

平均値では、**真に対応すべき校種・職種、なすべき対策**が検討できない！  
高校段階は、補習、部活動や校務業務が多いはずなのに**数字に現れ難い！**

# 高校教諭等の業務の在り方を見直す!

校務分掌(生徒:風紀指導)

ニーズへの対抗

ICTの利活用

行事準備

教科担任(授業、補習、宿題、観点別評価など)

印刷

PTA業務

卒業生会業務

相談指導など

学年部業務(担任会、各種計画、研鑽)

運営

部活動指導(指導・管理・会計・実施、会議など)

大会引率、審判など

その業務、教諭じゃないといけませんか?

学級担任(朝礼・終礼、配布物、面接、生徒指導、進路相談など)

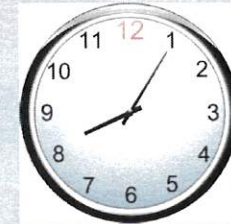
会計



# 高校段階に必要な対応策の導入

◎高校教諭の業務の在り方を見直す。(前提：週15時間の授業)

- ①上限規制を設ける。月30時間以内をめざす。(年間360時間以内)
- ②本務・他律的業務に、時間外手当、休日出勤手当を支給する。
- ③自律的業務に、教職調整額を支給し、率を8%へ改善する。



◎教育職等の職種・任用の在り方を検討し、多様な職種・任用の可能性を探る。

- ①校務専任教職員(ICT担当、地域コーディネーター、校務主任など専任・専門職)
  - ②広域兼務指導教員(教科専任担当、教科指導担当などコア教員(校務分掌なし))
  - ③複合教科担当教員(主教科6割・従教科4割など)
  - ④教頭補佐、事務長補佐(事務的補佐、業務代理など)
- をはじめとした多様な職種の在り方の検討を行って、教育の質向上に繋げる。

◎スクール・サポート・スタッフの高校段階への完全配置をする。  
(規模別・分掌別・職種別：義務段階以上に有効な施策となる)



◎学習環境(塾や予備校など)の脆弱な地域に、公的学習センターを設置する。

◎地域スポーツ組織【部活動改革】の確立に向けた調査・研究を早急に進める。



# 普通高校や専門高校の教諭が大変だ!!

土・日は補習や部活動を行っているのに議論されない。蚊帳の外!

早急に次の加配を求めます。

(早急に抜本的な定数、業務内容の在り方の検討が必要)



- ①学習指導環境改善加配(全日普通科高校)
- ②課外教育活動充実加配(全日専門高校)
- ③文理共通指導研究加配(全日普通科高校)
- ④広域教科専任加配(全日制高校(過疎地域))
- ⑤地域連携専任担当教員加配(全日制高校)
- ⑥地域連携担当事務職員加配(全日制高校)
- ⑦副校長・教頭マネジメント加配(全日制高校)

## ①学習指導環境改善加配

◎指導教諭、教科研究教諭配置や補習など学習環境充実：全国(2,010人)

## ②課外教育活動充実加配

◎企業連携・産業支援研究教諭配置や実習など学習環境充実：全国(1,340人)

## ③文理共通指導研究加配

◎文理共通指導カリキュラム開発・実践教諭配置：全国(拠点校各2:670人)

## ④広域教科専任加配

◎芸術系科目・情報・家庭科など過疎地域の学習環境充実：過疎地域(335人)

## ⑤地域連携専任担当教員加配

◎地域連携専任教諭による高校魅力化教育への対応：全国(3,350人)

## ⑥地域連携担当事務職員加配

◎地域連携主担職員(コーディネータ)配置：全国(2,010人)

## ⑦副校長・教頭マネジメント加配

◎教頭等マネジメント環境充実対応(教職員15人に1名)：全国試行(335人)

※47都道府県及び20政令市(過疎地域は政令市除く)の所要見込み人員を乗じて算出

# 生徒情報の入力が1回で済む プロが作ったシステムの導入を！

## 学校は「校務」のシステムについて 業務改善が必要です。

現状の一例

- ・教員が所属する学校ごとにバラバラに作った、自作のシステムを活用
- ・成績処理・出欠管理・通知表作成などシステムをそれぞれバラバラに運用

このままでは、生徒に関わる時間は  
確保できず、ミスを誘発するばかり

PC素人の教員が作ったシステムは本当に正しく処理ができていますの？

学校を異動するたびにシステムの使い方を1から学び直した！

生徒の名字が変わったので直したいけど、どの部分を何十カ所、直せば作業が終わるか分からない・・・



しかし、導入が進まない現状・・・  
統合型校務支援システムについて、  
**自治体での整備率64.8%**  
(R2.3月現在)

「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省)

## 解決の切り札が 統合型校務支援システム！！

- ・一度入力すれば、自動的に必要な書類へ転記・計算を実行、成績や所見などのデータ転記にかかる手間やミスを軽減できます
- ・プロが作ったシステムならば処理結果が(自作システムと比べて)信頼できます
- ・他校も同じシステムを使えば異動しても初日からシステムが使えます

**業務改善につながり、校務処理の負担や時間が軽減することが期待できます**

## 統合型校務支援システムの「校務」とは？

1. 教務関連事務(成績処理、出欠管理、通知表作成、教育課程編成、時間割作成等)

主に授業と児童生徒の成績に関わる業務です

2. 学籍関連事務(指導要録管理、調査書作成、作成転出入関連事務等)

児童生徒の学籍に関わる業務です

3. 保健関係事務(健康診断票、歯科検査票・受診勧告書の作成、保健日誌の作成等)

養護教諭が行う保健室に関わる業務です

その他にも、生徒指導・教育相談に関することや高校では入試処理などその内容は多岐にわたります

(日本教育情報化振興会による定義より)

**統合型校務支援システムを  
学校へ導入するための予算確保を！**

# 国による全国統一の 統合型校務支援システムの導入を！

文科省は参考様式は示すが、様式の決定は学校設置者(教育委員会等)や学校に委ねられているため、各団体・学校でバラバラ  
→国が責任を持って全国統一の様式・システムを決定すべき

指導要録・・・児童生徒の「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」  
調査書・・・学校において指導要録の記載を元に作成され、判定の資料として受験先の企業・学校に提出される文書  
通知表(通信表・通知簿・通信簿)・・・学期末に学校等が幼児・児童・生徒の教科の成績や日常生活の記録などをまとめ、  
幼児・児童・生徒本人及びその保護者へ通知するための書類

## 現状の問題点

### 統合型校務支援システム導入の障害

- ・教育職の専門性とは異なる専門的知識(業務や法令情報セキュリティ対策やシステムに関する事)を持つ人材がいない。システムに関する専門知識がないため導入方法が分からない
- ・多額の予算が必要なため、規模が小さな自治体ほど予算を確保するのが難しい

### 区市町村ごとに統合型校務支援システム導入した場合の問題点

- ・教職員が市町村をまたぐ異動をすると、システムが異なるため、一からシステムの使い方を学び直し  
→作業負担・ミスが増加する

## 解決策

文科省では、都道府県単位で統合型公務支援システムを進めているが、

### 一歩進めて、国による全国統一の統合型校務支援システム導入が必要

#### メリット

- ・教員が異動してもどこでも同じシステムが使える
- ・財政的にも大きな単位で導入した方が割り勘効果で負担が抑えられる
- ・日本国内で生徒が転出・転入・進学をしても同じシステムであればそのままデータを引き継ぐことができ、作業負担やミスが軽減される

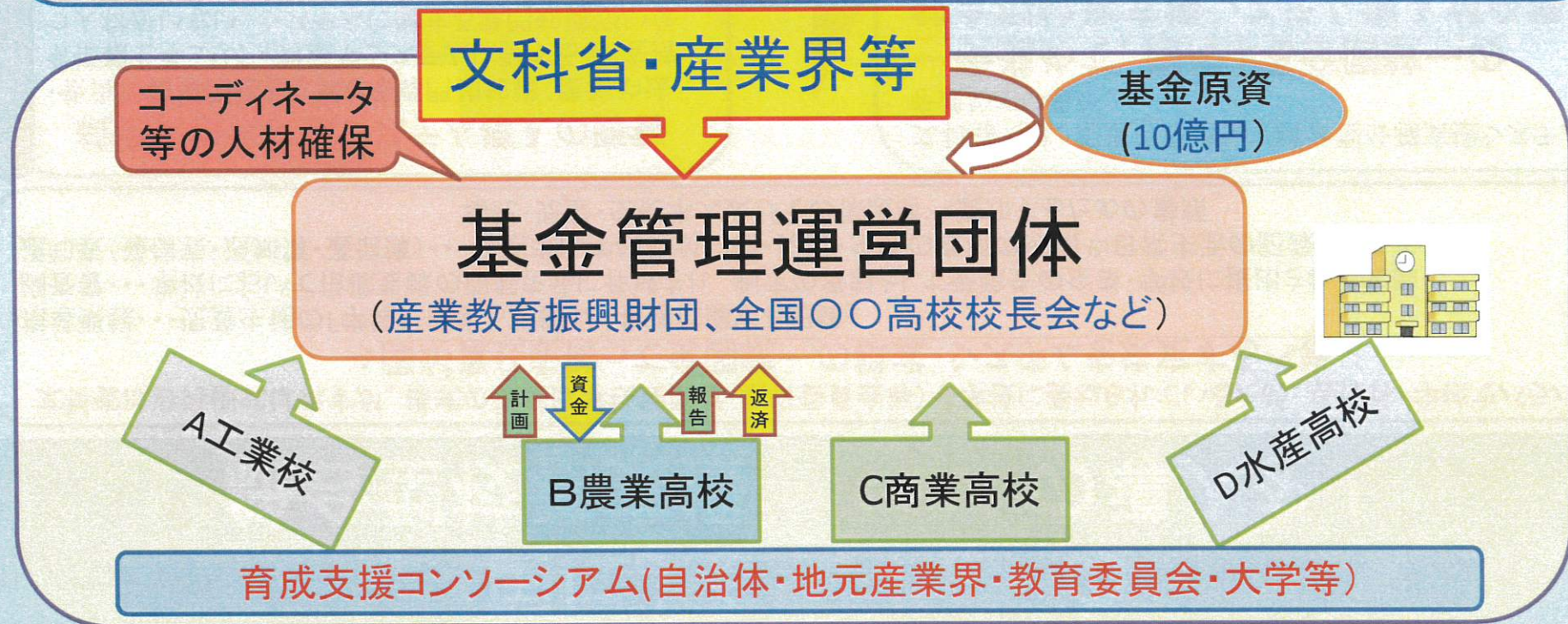
### 地方自治体の事務を全国単位でシステム化している例

- ・情報連携プラットフォーム
- ・地方税ポータルシステム(地方税電子化協議会)

文部科学省または、委託を受けた事務処理団体による、学校設置者(都道府県市区町村法人)が参加する統合型校務支援システム構築を！

# 産業人材育成支援事業基金の創設

- 目的：①専門高校(工業・農業・商業・水産ほか)で実施する実習系授業及び部活動に対して、当該基金から事業(実習)資金(300万円～1000万円程度/校)の貸与を受け、実習機器及び実習に必要な原材料(加工原材料・種苗・稚魚など)や商品仕入れの資金融通を受ける。
- ②事業年度(1年～3年まで)ごとに収益から基金に返済を行う。
- ③なお、事業計画に関しては、地元産業界等(育成支援コンソーシアム)との連携を基本にして、事業計画・資金計画を行うとともに、コーディネーター等に基づく実行確認を受ける。



# 高校等運営経費支援事業の創設

高校等就学支援金、高等教育無償化、幼児教育無償化は家計支援(社会保障)！  
高校現場においては、運営経費の不足による教育の質保証に危惧。本末転倒になりかねない。

高校学習指導要領を策定している文科省及び国の責任において、高校等の教育の質を直接的に担保する制度の創設が必要。文科省によるサポート制度の確立！

## 高校等運営支援制度の創設！ (文科省による運営経費支援事業)

- ①教材研究・教科研修資金の充実(需用費等・旅費)
- ②先行実践・有効実践の把握、活用資金の充実(旅費・報酬)
- ③実験・実習設備・教材資金の充実(需用費等)
- ④高校支援コンソーシアムスタッフ(非常勤教職員)活用資金の充実(報酬・需用費等)

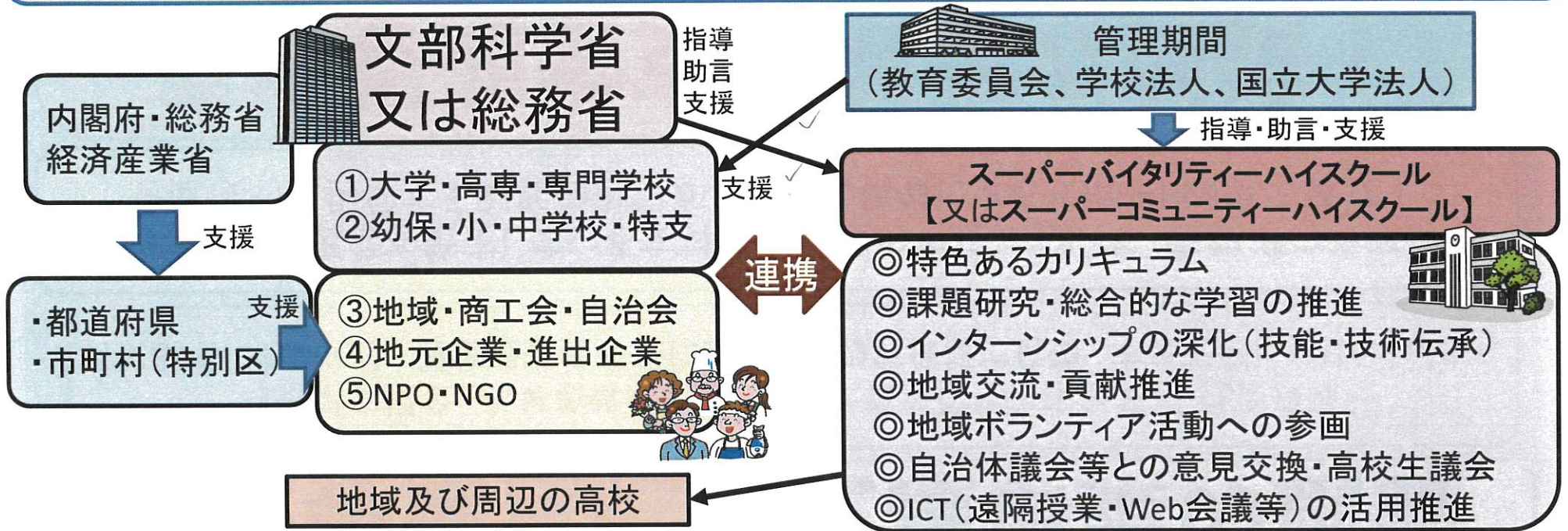
高校学習指導要領の策定責任(文科省) → 設置者 → 高校(運営経費)

文科省から学校へ直接運営経費支援

# スーパーバイタリティーハイスクール(SVH(仮称))※現行の複合型【又はスーパーコミュニティハイスクール(SCH(仮称))]の創設

◆目的：地方創生にもとづく地域の在り方を検討する現状にあって、これからの未来を担う若者にその方向性を検討させるとともに、具現化させる能力を育成する。

◆事業概要：地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(スーパーバイタリティーハイスクール：SVH(仮称))【又はスーパーコミュニティハイスクール：SCH(仮称)】の創設と、取り組みの支援に資する予算を措置する。



成果の普及(地域活性、人材輩出・確保、産業創出)※数値化(地元進学・就職率など)



# スーパーバイタリティーハイスクール(SVH) 又はスーパーコミュニティハイスクール(SCH)(仮称)説明補足資料

校種	小学校			中学校			高校・特別支援(高等部)			大学等		
	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市
魅力・特色・学力	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)						地方大学を活用した雇用創出・若者定着 (総務省・文科省(高等教育局))					
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会) & 地域学校協働本部											
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会) & 地域学校協働本部											

校種	高校									
	SSH(スーパーサイエンスハイスクール)			地域との協働による高等学校教育改革推進事業(①プロフェッショナル型、②地域魅力化型、③グローバル)				SVH(スーパーバイタリティーハイスクール)(仮称)等		
事業	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	小規模都市
学力・(魅力・特色)	A高校		B高校	A高校	B高校	A工業				
	C高校			グローバル型	C高校	B商業	地域魅力化型			
		D高校		D高校	プロフェッショナル型	水産				
							C農林	B高校		A高校
							D高校			F高校

**地域との協働による高等学校教育改革推進の複合型  
2022(令和4)年度以降に、高校単独事項(事業)で新設を！  
(更なる特色・魅力化など実践校に光を！)**

我が地域の  
高校！

児童・生徒の  
学力向上等

# 高校へスクールサポートスタッフを！ (業務及び定数の在り方：高校に望ましい施策)

教科指導、生徒指導の  
時間確保のために、  
教員業務の見直しが必要で、かつ、担当者の  
明確化を求めます。



対外調整

各種印刷

各種会計



各種運営

行事準備

教科指導等

校務分掌等

進路指導等

学級経営等

部活動指導等



児童・生徒の  
人間形成・生きる力

# 高等学校等への1人1台端末の促進 ICT支援員の各校1名配置を！

学習活動の一層の充実のため  
教育ICT環境整備が必要

- ◎高校等への1人1台端末の早期実現
- ◎ICT支援員の拡充（各校に1名配置）
- ◎通信ネットワークの整備



都道府県立高校の生徒用端末整備見通し

整備目標	整備時期	費用負担	自治体数
1人1台	2021年3月までに	設置者	12
			4
	22年3月までに	検討中	1
			3
	21～23年度	原則、保護者	11
	22～24年度		2
検討中	検討中	原則、保護者	1
		検討中	8
検討中	—	—	5

地域や家庭環境によって差の出ない、教育ICT環境の整備を求める！

# 「過疎地域自立促進特別措置法」に公立高校等への教職員定数配慮規定等の新設を!

◆目的:地域力の創造、地方再生に公立高校や特別支援学校は必要不可欠の存在であり、過疎地域における教育の特殊事情及び地域活力の源泉という状況に鑑み、「過疎地域自立促進特別措置法」において、高校等の維持に要する経費について適切な配慮及び公立高校等に関する教職員定数等について特段の配慮を行う旨の規定を定める。

現  
行  
法

【過疎地域自立促進特別措置法:現行条文】(教育の充実)

第二十二條 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

変更

【条文変更:二つの項追加】

第二十二條 国及び地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保と地域の自立活性化に資するため、過疎地域内の高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下「高等学校等」という。)の維持に要する経費について適切な配慮をするものとする。

改  
正  
案

2項 国及び地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに過疎地域に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3項 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の附則改正

高校等定数  
計画改善へ

# 教育基本法の「教育の実施に関する基本(第2章)」に 高校教育(中等教育後期)の項目新設を求める!

幼児期  
の教育  
(第十条)

義務教育  
【小中学校】  
(第五条)

大学  
(第七条)

高校が  
無い!

学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力  
(第十一条)



学校教育(第六条)

私立学校(第八条)

教員(第九条)

家庭教育(第十条)

社会教育(第十二条) 地域その他の教育  
政治教育(第十四条) 宗教教育(第十五条)

2020(令和2)年度学校基本調査公立高等学校都道府県別生徒教員数の概要

区分	公立(全日制)		本務教員		校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	表・副教諭	栄養教諭	講師
	生徒数	全国比	計	全国比	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
元年合計	2,052,788		156,753		3,314	609	4,045	3,238	507	131,833	129	4,164	387	2	8,525
2年合計	1,989,163		154,560		3,295	611	4,053	3,204	525	130,192	132	4,146	367	3	8,032
北海道	85,686	4.3%	7,533	4.9%	215	33	259	63		6,676	4	263	2		18
青森	23,058	1.2%	2,128	1.4%	52		65			1,700		53	13		245
岩手	24,376	1.2%	2,328	1.5%	63	77	1		59	1,872		63	10		183
宮城	39,532	2.0%	3,122	2.0%	68	1	83	96		2,637		112		1	124
秋田	19,432	1.0%	1,769	1.1%	46	6	60			1,460		47	4	1	145
山形	18,859	0.9%	1,750	1.1%	42		58			1,480		45	7		118
福島	36,485	1.8%	3,155	2.0%	79	2	115			2,565		100			294
茨城	52,101	2.6%	4,082	2.6%	89	13	102			3,489		88	9		292
栃木	34,692	1.7%	2,561	1.7%	59		69	41		2,036		60	12		284
群馬	35,684	1.8%	2,722	1.8%	64	2	64			2,517		74			1
埼玉	109,520	5.5%	7,520	4.9%	139	7	190	29		6,919	12	220	3		1
千葉	95,723	4.8%	6,681	4.3%	127	6	173	63		5,809		189			314
東京	119,779	6.0%	8,014	5.2%	167	185		858	65	6,556		183			
神奈川	124,638	6.3%	8,492	5.5%	149	4	299	899		6,907	2	225			7
新潟	38,405	1.9%	2,941	1.9%	74	10	81			2,573		70	37		96
富山	19,885	1.0%	1,593	1.0%	37		76			1,386		38	2		54
石川	20,799	1.0%	1,789	1.2%	40	13	50	12		1,541		46	5		82
福井	14,192	0.7%	1,206	0.8%	26		26			1,072		26	4		52
山梨	16,338	0.8%	1,323	0.9%	30		42	3		1,193	9	29			17
長野	42,168	2.1%	3,331	2.2%	77	3	78			2,872		69	15		217
岐阜	40,088	2.0%	3,193	2.1%	63	1	92			2,634		78	15		310
静岡	60,498	3.0%	4,415	2.9%	88	93	94			4,022		115			3
愛知	124,409	6.3%	8,375	5.4%	159	5	264			7,495		288			164
三重	34,145	1.7%	2,608	1.7%	53		63	13		2,145		63	15		256
滋賀	29,013	1.5%	2,107	1.4%	44		51	3		1,769		65			175
京都	34,635	1.7%	2,997	1.9%	54	4	72	11	13	2,443		75			325
大阪	117,874	5.9%	8,511	5.5%	153	1	174	286	64	6,841		217	46		729
兵庫	93,964	4.7%	6,983	4.5%	142		168	244		5,570	19	179	1		660
奈良	23,134	1.2%	1,734	1.1%	35		43	2		1,383		29	12		230
和歌山	19,015	1.0%	1,647	1.1%	31	1	43			1,377		38	7		150
鳥取	10,744	0.5%	1,023	0.7%	22	9	35	28		788		23	5		113
島根	13,483	0.7%	1,334	0.9%	35		41	15		1,056		36	8		143
岡山	33,472	1.7%	2,679	1.7%	52	32	54	50	86	2,159		75	11		160
広島	43,311	2.2%	3,392	2.2%	87		104	31	11	3,017	17	113			12
山口	21,605	1.1%	2,009	1.3%	48	7	61			1,818	9	64			2
徳島	16,618	0.8%	1,457	0.9%	27	1	65	2	18	1,188		35	7		114
香川	18,853	0.9%	1,497	1.0%	30		60	7		1,291		32	9		68
愛媛	23,513	1.2%	2,111	1.4%	45		80			1,721		49	10		206
高知	11,740	0.6%	1,417	0.9%	33	11	41	15		1,165		38			114
福岡	70,180	3.5%	5,025	3.3%	114	34	134	297	70	3,734	18	103	32		489
佐賀	16,953	0.9%	1,487	1.0%	33	8	30	12	43	1,182		39	20		120
長崎	23,223	1.2%	2,153	1.4%	55	7	62		11	1,820	13	60	6	1	118
熊本	28,314	1.4%	2,535	1.6%	49	21	54	24	11	2,040		66	13		257
大分	20,227	1.0%	1,865	1.2%	38	5	60	43	46	1,469		51			153
宮崎	20,048	1.0%	1,752	1.1%	35	7	39	50	28	1,338		45	10		200
鹿児島	28,723	1.4%	3,005	1.9%	68		85			2,524	14	80	17		217
沖縄	40,029	2.0%	3,209	2.1%	59	2	93	7		2,943	16	90			

上位10都道府県 下位10都道府県

平成28年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計一 産業別集計(サービス関連産業日)学習塾の民営事業所数												参考:学校基本調査 令和2年度高校	
事業所数		従業者数(人)		受講生数 (在籍者数)(人)		私学(全日制)							
18,285	全国比	189,843	全国比	1,811,478	全国比	1,015,093	全国比	生徒数	全国比				
585	3.2%	4,244	2.2%	70,939	3.9%	30,412	3.0%						
101	0.6%	780	0.4%	6,088	0.3%	8,219	0.8%						
105	0.6%	775	0.4%	8,956	0.5%	6,478	0.6%						
306	1.7%	2,797	1.5%	23,488	1.3%	16,261	1.6%						
52	0.3%	389	0.2%	4,049	0.2%	2,182	0.2%						
92	0.5%	631	0.3%	4,840	0.3%	9,054	0.9%						
266	1.5%	1,698	0.9%	17,909	1.0%	10,319	1.0%						
349	1.9%	3,274	1.7%	27,578	1.5%	20,516	2.0%						
282	1.5%	2,098	1.1%	28,237	1.6%	15,043	1.5%						
241	1.3%	2,247	1.2%	44,847	2.5%	12,742	1.3%						
1,248	6.8%	14,031	7.4%	132,392	7.3%	53,723	5.3%						
962	5.3%	12,263	6.5%	90,629	5.0%	47,568	4.7%						
2,274	12.4%	36,336	19.1%	238,118	13.1%	171,705	16.9%						
1,835	10.0%	21,571	11.4%	204,698	11.3%	69,811	6.9%						
260	1.4%	1,729	0.9%	12,839	0.7%	13,061	1.3%						
104	0.6%	789	0.4%	9,433	0.5%	5,734	0.6%						
110	0.6%	1,138	0.6%	13,735	0.8%	8,743	0.9%						
63	0.3%	621	0.3%	6,539	0.4%	6,139	0.6%						
133	0.7%	679	0.4%	9,581	0.5%	6,448	0.6%						
292	1.6%	1,578	0.8%	18,692	1.0%	10,371	1.0%						
349	1.9%	2,927	1.5%	33,809	1.9%	11,049	1.1%						
482	2.6%	4,085	2.2%	48,446	2.7%	31,265	3.1%						
1,128	6.2%	10,789	5.7%	90,334	5.0%	59,765	5.9%						
213	1.2%	1,764	0.9%	14,678	0.8%	10,059	1.0%						
315	1.7%	2,866	1.5%	24,934	1.4%	7,779	0.8%						
395	2.2%	4,551	2.4%	27,080	1.5%	31,540	3.1%						
1,458	8.0%	14,156	7.5%	120,079	6.6%	91,730	9.0%						
935	5.1%	10,607	5.6%	100,298	5.5%	33,635	3.3%						
295	1.6%	3,127	1.6%	22,979	1.3%	9,689	1.0%						
117	0.6%	963	0.5%	12,058	0.7%	4,566	0.4%						
81	0.4%	539	0.3%	4,028	0.2%	3,430	0.3%						
53	0.3%	543	0.3%	1,584	0.1%	3,877	0.4%						
265	1.4%	1,950	1.0%	25,135	1.4%	16,309	1.6%						
500	2.7%	3,314	1.7%	75,457	4.2%	22,821	2.2%						
164	0.9%	1,034	0.5%	12,080	0.7%	9,941	1.0%						
132	0.7%	970	0.5%	20,810	1.1%	725	0.1%						
149	0.8%	912	0.5%	20,371	1.1%	6,328	0.6%						
168	0.9%	1,324	0.7%	12,775	0.7%	8,343	0.8%						
70	0.4%	489	0.3%	5,190	0.3%	5,099	0.5%						
539	2.9%	5,713	3.0%	77,386	4.3%	52,479	5.2%						
77	0.4%	604	0.3%	7,234	0.4%	5,852	0.6%						
120	0.7%	1,083	0.6%	17,795	1.0%	11,533	1.1%						
164	0.9%	1,980	1.0%	17,884	1.0%	16,705	1.6%						
113	0.6%	831	0.4%	10,083	0.6%	9,093	0.9%						
81	0.4%	838	0.4%	10,544	0.6%	8,971	0.9%						
141	0.8%	1,184	0.6%	14,126	0.8%	15,046	1.5%						
121	0.7%	1,032	0.5%	10,714	0.6%</								

## I 高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員の給与改善について

1. 現行の給与水準を改善するとともに、給与改定のための財源確保を図られたい。
2. 教育専門職にふさわしい給与体系の確立を図られたい。
3. 教職調整額制度を維持するとともに、勤務実態に応じた超過勤務割増率や算定基準に見合った支給率への改善を図られたい。当面は、支給率を8%とされたい。加えて、超勤4項目に対して時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給可能となるよう法整備を図られたい。
4. 特別支援教育関係教職員に係る給料の調整額の調整数について、2への回復を図られたい。
5. 教育職給料表について、行政職の昇格メリットに見合うよう改善を図られたい。
6. 地域手当については、適切な運用を図られたい。
7. 期末・勤勉手当の級別加算係数を引き上げるとともに、支給水準の改善を図られたい。
8. 現業職員・実習教員・寄宿舎教員・学校司書の身分の確立ならびに給与体系の改善を図られたい。
9. 学校事務職員の給与改善について、人材確保法の附帯決議に則った実効ある措置の実現を図られたい。
10. 50歳台後半層の昇給抑制を廃止するとともに、給料表の号俸増設を図られたい。
11. 優れた人材を確保するため、初任給の引き上げを図られたい。
12. 退職手当の支給水準を維持するとともに、退職手当の調整額については行政職の支給水準に見合うよう改善を図られたい。
13. 退職手当における課税控除額の引き上げを図られたい。
14. 級別標準職務表及び級別資格基準表の改善を図られたい。
15. 経験年数換算基準及び休職期間等換算基準の改善を図られたい。
16. 休業者の昇給抑制に対する復元率の改善を図られたい。
17. 会計年度任用職員、とりわけ定時制・通信制に勤務する非常勤講師においては、勤務の特殊性に鑑み、報酬単価の引き上げを図られたい。
18. 諸手当の新設及び維持・改善を図られたい。
  - (1) 教員特殊業務手当の支給水準の改善を図ること。特に、部活動指導手当の増額と支給要件の改善とともに、医療的ケアに従事する教員に対して、手当支給を図ること。
  - (2) 人材確保法を堅持し、義務教育等教員特別手当の回復を図ること。当面は、水準を3%とされたい。
  - (3) 学級担任手当や平日の部活動指導手当など、新たな手当の支給を図ること。
  - (4) 扶養手当については、支給要件を改善し、支給額の引き上げを図るとともに、再任用者への支給を図ること。
  - (5) 住居手当については、実態に即したものとなるよう支給要件の改善及び支給額の増額を図るとともに、再任用者への支給を図ること。
  - (6) 通勤手当については、全額実費支給とし、非課税化を図ること。また、週休日における部活動指導等の特殊業務に対する通勤手当の支給を図るとともに、特急列車・高速道路等を利用した際の特例加算については、支給要件を緩和すること。
  - (7) 単身赴任手当の支給基準と支給要件を改善し、支給額の引き上げを図ること。
  - (8) 寄宿舎(寮)、農場などの宿日直手当については、実態に即したものとなるよう支給水準の引き上げを図ること。
  - (9) 産業教育手当及び定時制通信教育手当などの制度を堅持するとともに、支給水準の引き上げ及び支給要件の改善を図ること。
  - (10) 通信制教育の面接指導手当等の引き上げを図ること。
  - (11) 水産高校における実習手当については、勤務の特殊性に見合った水準への引き上げを図ること。
  - (12) 学校事務職員等の超過勤務手当支給割合の改善とともに、超過勤務手当枠の引き上げを図ること。
  - (13) 研修手当や研修図書費の支給制度の新設を図ること。
  - (14) 臨時的任用職員・会計年度任用職員に対する手当の支給及び改善を図ること。

## Ⅱ 高校・中等教育学校及び特別支援学校教育費の増額・改善について

### (一) 高校・中等教育学校及び特別支援学校単位費用の改善について

1. 教育関係国庫補助率の改善を図られたい。
2. 高校単位費用、特別支援学校単位費用の引き上げとともに、基準財政需要額の増額を図られたい。
3. 給与費における職種別給与単位について、実態を踏まえた引き上げを図られたい。
4. 一般旅費の単価を引き上げるとともに、別枠で研修旅費を創設し、必要な財源の確保を図られたい。
5. 高等学校設置基準の改善を図るとともに、特別支援学校設置基準(仮称)を制定し、教育環境の整備と充実を図られたい。
6. 特別支援学校における児童生徒数増加に対応するため、教室不足等の早期解消とともに、学校の新設を図られたい。
7. 高等特別支援学校の設置拡大を図られたい。
8. 教科ごとに標準設備・備品の設置基準を設定し、設備・備品購入費の単価を引き上げるとともに、更新率の適正化を図られたい。
9. ICT環境の拡充や、実態を踏まえた運用費の増額など、情報機器の整備を一層促進するために必要な財源の確保を図られたい。
10. 寄宿舎の施設・設備及び防犯対策を充実するための予算措置を図られたい。
11. 実験・実習を行うための施設・設備の充実と維持・管理費等の増額を図られたい。
12. 部活動を安全に行うため、施設等の充実を図られたい。
13. 通信制教育において、協力校に対する予算措置を図られたい。
14. 単位制高校及び総合学科等の学校設置基準を設定し、施設・設備の拡充を図られたい。
15. 小規模校や分校における充実した教育を保障するため、図書購入費の支援など十分な財源の確保を図られたい。
16. 教室や準備室等の空調設備など、児童生徒ならびに教職員の健康及び安全衛生管理に必要な施設・設備の拡充とともに、運営に必要な財源の確保を図られたい。
17. 文化・スポーツ振興の拠点として、学校施設・設備の充実を図られたい。
18. 「特別支援教育センター」の充実とともに、特別支援学校の地域におけるセンター的役割としての機能強化に向けた条件整備を図られたい。

### (二) 高校教育費に対する国庫負担及び国庫負担率の引き上げについて

1. 教育の機会均等の保障及び全国的な教育水準の維持・向上のため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、全額を国庫負担とされたい。当面、負担率2分の1への復元を図られたい。あわせて、公立高校等の教職員給与についても段階的に国庫負担とするなど、安定的な財源となるよう対応を図られたい。
2. 高校・中等教育学校及び特別支援学校における運営経費について、文部科学省予算での措置とされたい。
3. 公立高校授業料無償制度の復活を図られたい。
4. 理科教育振興法、産業教育振興法、定時制通信教育振興法における設備基準の改善と、補助率の引き上げを図られたい。
5. 校舎等の老朽化及び耐震化等に対応するため、国庫負担の増額を図られたい。
6. 特別支援学校における非常階段やスロープなど、避難経路の複線化のための財政措置を図られたい。
7. 高校・中等教育学校及び特別支援学校に対する「学校図書館図書整備計画」を策定するとともに、目的に沿った予算執行が行われるよう指導されたい。
8. 国庫負担による「学校災害補償法」(仮称)の制定を図られたい。当面、日本スポーツ振興センターの国庫負担分を増額するとともに、給付事業における適用範囲の拡大を図られたい。
9. 地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(SVH(仮称))を創設されたい。



### Ⅲ 高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員定数の拡充について

#### (一) 教職員定数を抜本的に改善されたい。

1. 超過勤務の縮減や多忙化解消、充実した教科指導を実現するため、教職員定数の改善とともに、正規職員数の拡充を図られたい。特に、全日制における土・日及び平日の時間外勤務を早急に解消するための定数改善を図られたい。
2. 全日制 30 人、定時制 20 人の学級編制が可能となるよう、教職員定数の改善を図られたい。
3. 多様化する教育的ニーズへの対応や高校・中等教育学校における特別支援教育の充実のため、教職員定数の改善を図られたい。
4. 高校教育における質の保障及び高大接続改革に伴う教職員定数の改善を図られたい。
5. 高校・中等教育学校における通級による指導については、現場において適切な対応が行えるよう、教員加配や補助員の拡充を図られたい。
6. 地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、教職員定数の改善を図られたい。
7. 主幹教諭・指導教諭等の設置に伴う教職員定数の改善を図られたい。当面、加配措置等の拡充を図られたい。
8. 再任用者の教職員定数外での配置を図られたい。
9. 教職員の多忙化を解消するため、会計年度任用職員については、教職員定数査定枠外での確保を図られたい。
10. 現業職員及び学校司書を定数法に位置づけ、全校配置を図られたい。

#### (二) 次の事項を早急を実現されたい。

1. 養護教諭の分校及び定時制・通信制課程への完全配置を図られたい。また、学校規模に関わらず、複数配置を図られたい。
2. 現行の「実習助手」制度の抜本的な改善を図られたい。当面、現行法における実習教員数について、次の点に留意し改正を図られたい。
  - (1) 実習教員の全校配置を図ること。
  - (2) 商業または家庭に関する学科を置く課程に対する「実習助手」の加算定数は、全日制・定時制とも生徒の収容定員が 181 人以上の課程に対してそれぞれ 1 名とすること。
  - (3) 標準法第 11 条第 1 号・第 2 号・第 3 号、政令第 3 条第 1 項・第 2 項の算定基準について、実情に見合うよう改善を図ること。
3. 学校事務職員については、最低基準を 2 名とし、分校及び併設課程等を含め全校配置とされたい。農・水・工・総合学科については更に加配を図られたい。
4. 専門教育の充実のため、専門教育に関わる学科の教職員等の増員を図られたい。
5. 特別支援学校独自の学級編制及び教職員定数等に関する法律の制定を図られたい。
6. 障がいの重度・重複化に対応するため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士など専門職の配置促進を図られたい。
7. 医療的ケア実施に必要な学校看護師の確保とともに、当面、安全性の観点からの配置拡充を図られたい。
8. 「寄宿舎指導員」の最低保障人数について、障がいの重度・重複化への対応や同姓介助の観点から 15 人への引き上げを図られたい。
9. 専門、専任、正規の学校司書の全校配置を図られたい。
10. 産休、育休、傷病休、介護休暇、自主研修などに伴う代替教職員の完全配置を図られたい。
11. 栄養教諭の配置拡充を図られたい。
12. スクール・サポート・スタッフの配置拡充を図られたい。
13. 部活動指導員の配置拡充を図られたい。あわせて、高校・中等教育学校及び特別支援学校において部活動の半数以上に配置されたい。
14. ICT 支援員、SC、SSW、就労支援員の配置拡充を図られたい。
15. 学校マネジメントの確立による教育の充実に資するため、副校長・教頭及び主幹教諭の複数配置を図られたい。配置基準は教職員 10～15 人に 1 人の配置とされたい。

#### IV 教職員の研修及び厚生事業の充実について

1. 教員免許については、有効期間及び更新手続きの廃止を図られたい。当面、教員の資質能力の確保と負担の軽減が図られ、教員の確保の妨げとならない制度となるよう図られたい。
2. 官制研修について十分な検証を行うとともに、大学院修学休業制度、内地留学制度、海外研修制度、共同研究制度等を拡充し、教職員の自主的な研修機会の確保を図られたい。
3. 各種研究会を精査し、研究助成費の効果的運用を図られたい。
4. 高齢者の医療費に係る自己負担の軽減を図られたい。
5. 共済年金支給額の水準維持を図られたい。
6. 退職共済年金制度については、安心な老後の生活を担保する水準の確保を図られたい。
7. 共済組合扶養家族認定基準の改善を図られたい。
8. 扶養家族の認定基準額について、180万円に引き上げられたい。
9. 共済組合の貸付金限度額を増額するとともに、勤続年数による制限の撤廃を図られたい。
10. 各種休業給付の給付率及び給付期間の改善を図られたい。
11. 家族療養費の負担軽減を図られたい。
12. 教職員住宅の整備と老朽化対策を図られたい。
13. 退職後の任意継続組合員期間の延長及び短期給付掛金の軽減を図られたい。
14. 教職員の健康管理事業等の拡充を図られたい。特に健康診断、人間ドック等における再検査や治療及び予防措置が行うことができる環境整備を図られたい。
15. 不妊治療のための休暇・休業制度の新設及び助成制度の拡充を図られたい。
16. 子育てに関わる休暇制度の新設・拡充を図られたい。
17. 精神疾患の予防対策としてのメンタルヘルスケアの充実と、退職者の職場復帰を積極的に支援するための職場環境の整備を図られたい。

## V 生徒の奨学及び福祉の増進について

1. 奨学資金制度を以下のように充実されたい。
  - (1) 給付型奨学資金制度の拡充を図ること。
  - (2) 奨学資金の支給範囲と支給額の改善を図ること。
  - (3) 奨学資金返還義務免除制度の復元を図ること。
  - (4) 無利子奨学資金制度の拡充を図ること。
  - (5) 家計急変者に対する奨学資金の拡充を図ること。
2. 奨学資金残高に対する税額控除制度(奨学資金減税制度(仮称))の創設を図られたい。
3. 教育の機会均等を保障するため、小規模校、分校、定時制・通信制高校の維持を図られたい。
4. 特別支援学校就学奨励費を改善するとともに、生活支援の充実など福祉行政の拡充を図られたい。
5. 特別な支援を要する児童生徒の完全就学を実現するとともに、リハビリテーションや諸施策を充実させ、進路実現のための条件整備を図られたい。
6. 児童生徒の安全確保と保護者負担を軽減するため、公費によるスクールバス配置等の通学条件の改善を図られたい。
7. 特別支援教育を受けている生徒の進路保障のため、障害者雇用促進法の整備と重度・重複障がい者の保護雇用制度を制定するとともに、関係機関との連携による進路指導や職業教育等の充実を図られたい。
8. 定時制・通信制課程修学奨励金の制限条項を緩和し、その増額と適用範囲の拡大を図られたい。
9. 労働所得への減税を行って国民の可処分所得を増やすとともに、資本所得などの不労所得に対する徴税を強化して、租税負担の不公平感の是正を図られたい。
10. 勤労生徒の修学保障のため、雇用主への減税措置を図るとともに、雇用主に対する労働基準法遵守を実現するための指導を図られたい。
11. 勤労生徒に対する修学奨励金の制限条項を撤廃し、更なる適用範囲の拡大を図られたい。
12. 低所得世帯や家計急変者に対し、教育費に対する免税措置など一層の負担軽減を図られたい。
13. 学校安全推進の観点から、学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備に要する予算の増額を図られたい。特に、大規模災害を想定したマニュアル作成及び見直し時に、防災の専門家の知見が反映される体制づくりについて予算化されたい。

